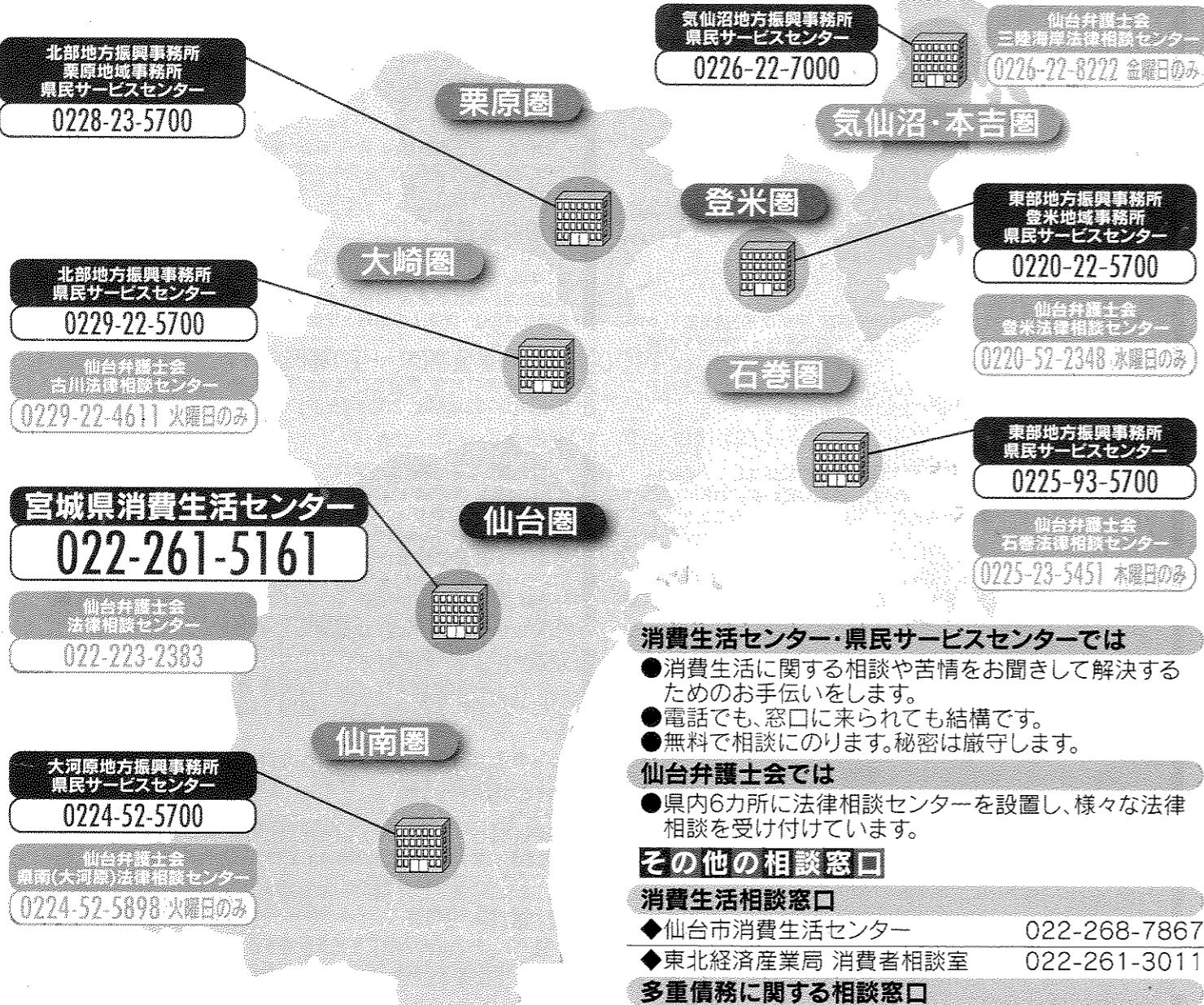


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンターに相談しよう!

**相談受付時間**

◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00
土・日 9:00～16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆『クレジットカードの現金化』はダメ！
- ◆ますますエスカレート！マンションの悪質な勧誘
- ◆高齢者の消費者被害に気付いて！

『クレジットカードの現金化』はダメ！

『クレジットカードの現金化』とは？

「クレジットカードの現金化」や「ショッピング枠の現金化」とは、**クレジットカードのショッピング利用可能な枠を、現金化する目的で利用すること**ですが、これはクレジットカードの会員規約に違反する行為です。

『現金化』のしくみ① 「買取屋」による方式

- クレジットカードのショッピング枠で消費者に商品などを購入させ、それを業者が買い取ることで消費者に現金が渡る方式。

『現金化』のしくみ② キャッシュバック方式

- 消費者に「キャッシュバック付き商品」をクレジットカードで購入させ、購入した商品とともに現金を渡す方式。

クレジットカード契約に違反！「詐欺罪」の適用も！？

「買取屋方式」であれ、「キャッシュバック方式」であれ、**クレジットカードを現金化する取引はクレジットカード契約違反になるため、クレジットカード会社から退会手続きをとられることがあります。また、不正な方法と知りながら「クレジットカードの現金化」を利用することは、消費者も詐欺罪に問われる可能性があります。**

トラブルにあわないために・・・

●「クレジットカードの現金化」は絶対にしないこと！

●「安心」「安全」「合法」という広告の文言はウソ！

●不審に感じたら契約はしないこと！

●困ったときは消費生活相談窓口や弁護士会（裏面に記載）へ相談すること！

1 January
月号

第14号

ますますエスカレート！マンションの悪質な勧誘

- 「マンションの勧誘に関する相談」が全国的に増加傾向にあります。中でも、「投資用のマンションの購入を強く迫られ、断ると脅された」等の相談が増え続けています。

実際にあった相談事例

- ファミレスで勧誘され、断り続けたら、「表に出ろ」と胸ぐらをつかまれ、足を蹴られた。(50代男性)
- モデルルームで、朝10時から翌日の午前1時まで15時間にわたって勧誘された。帰りたくても帰してもらえなかった。(50代女性)
- 「絶対に儲かる」と言われて契約したが、赤字になり、物件価格も7割に下落していた。(40代男性)
- 「名刺交換の練習」と路上で声をかけられ、名刺交換すると、電話で勧誘されるようになり、迷惑。(30代男性)
- 業者が自分の個人情報や以前の取引履歴まで知っていて、不安。(50代男性)

消費者へのアドバイス

①買う気がなければ絶対に会わないこと

- ・会うと強迫的な勧誘により契約させられてしまします。買う気がなければ絶対に会わないこと。

②業者から強引に勧められても、毅然と断ること

- ・買う気がなければ毅然と「必要ありません」「お断りします」と言ってすぐに電話を切ること。
- ・断ったのに勧誘され続けた結果、「何時間も説明させて営業妨害だ」と脅されるケースもありますが、勧誘を断る行為は営業妨害ではありません。

③契約したくない意思を態度で示すこと

- ・訪問された場合は「帰ってください」とドアを開けたり、会ってしまった場合は、「帰ります」と言って立ち上がるなどすること。

④早めに最寄りの消費生活センターに相談すること

- ・契約してから8日以内ならクリーリング・オフで契約を解除できる場合があります。

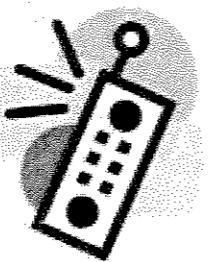
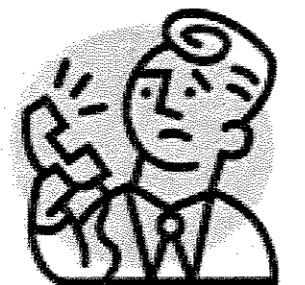
- ・クリーリング・オフができない場合でも、契約を取り消すことができる場合がありますので、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

⑤暴力をふるわれたり、脅されたら警察へ

- ・凄んで脅迫するほか、暴力をふるうなどする業者もあります。身の危険を感じたらすぐに110番通報しましょう。

⑥非常に悪質と思われる場合は行政の担当課へ

- ・非常に悪質で迷惑な勧誘を受けた際には、都道府県の宅建業法の所管課や、国土交通省の地方整備局など、行政の担当課に申し出ましょう。



高齢者の消費者被害に気付いて！

事例1 「布団の次々販売」

独居の母が10年前に訪問販売で布団を契約して以降、忘れた頃に次々と業者が訪問。母は多数の契約そして毎月高額な支払いに追われていたようだ。生活費に余裕があるはずの母が家族に無心するので事情を聞き、初めて被害を知った。
(宮城県 70歳代 女性)

事例2 「執拗な電話勧誘」

電話のアンケートで持病を聞かれ、持病を告げると健康食品を勧められた。何度か購入したが、効果が感じられないでやめたい。年金が振り込まれる時期に、いつも電話が来て勧められる。いつも断るが、なかなか応じてくれない。今月も電話が来るのではないかと不安。
(宮城県 70歳代 女性)

事例3 「SF（催眠）商法」

新聞の折り込みチラシを見て、安い日用品の移動販売の店舗に行くと、20人くらいが一部屋に集められ、健康講習が始まった。次々と景品を膝に置かれ、得した気分になっていると突然、電気治療器を即日購入するよう勧められた。「返したらダメだ」などと強い口調で言われ、仕方なく現金で購入。「万病に効く」と言われたが全く効果がなく、返品したい。
(宮城県 70歳代 女性)

狙われる高齢者

- 悪質業者のセールスマンは、優しい言葉で話しかけ、高齢者の話し相手になってくれます。

苦労話をする若い販売員に情が移ってしまい、商品の契約をするケースもあります。

- 業者を信用しきっていて、高額な契約をしていてもだまされているとは思わない場合も。

被害にあっても相談しない・・・

- 「だました」「契約をやめたい」としても、誰にも相談しない場合があります。
- 「家族に迷惑をかけたくない」「だまされた自分が悪い」などと考えて、悩みを心にしまっててしまう高齢者の方が少なくありません。
- 悪質業者の中には、そんな心理につづこんで、不安をあおったり、口止めをするケースもあります。

ところで… あなたのお宅は「大丈夫」ですか・・・？

実家に帰省しときには、「最近、高い買い物はしていないか」や、「家に見覚えのないモノが増えていないか」を、それとなく確認したり、話題にしてみてはいかがでしょうか。

■高齢者を、身近な人が「見守り」、消費者被害に「気づく」ことがとても大切です。